

告 示

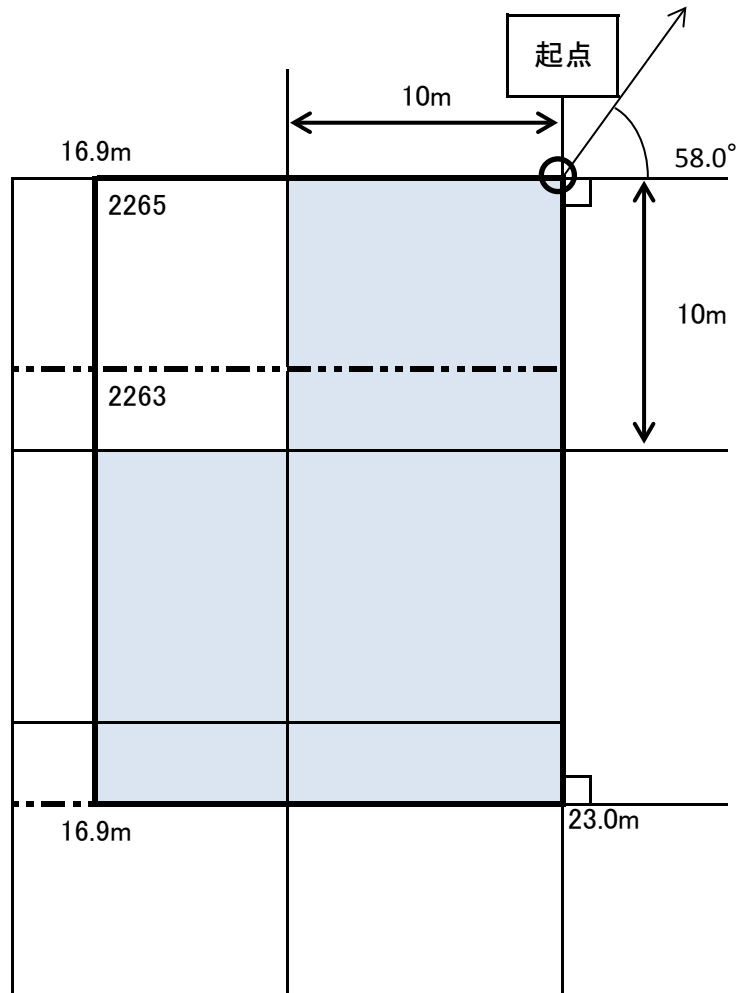
埼玉県告示第七百五十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十五年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県蕨市錦町六丁目二千二百六十三番の一部、二千二百六十五番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シスー一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、及びトリクロロエチレン
- 三 講ずべき指示措置
地下水の水質の測定



【起点】
 起点は、北緯35° 49' 東経139° 40' の地点とする。

【格子の回転角度(58.0°)】
 起点を通り東西方向および南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

-----: 地番境

□ : 調査対象地

■ : 要措置区域